

## 資料 2

事前送付資料（資料 1）からの変更箇所

令和 7 年度第 4 回摂津市地域福祉計画推進協議会

## ① 地域で孤立しないための体制づくり

〈具体的な取組〉

### 1 地域住民による相談機能の充実を図ります

内容

- 福祉制度の研修等を通じて、民生委員・児童委員や保護司、福祉委員などの福祉の担い手による相談機能の充実を図るとともに、福祉の担い手による相談支援体制についての普及啓発を推進します。

### 2 地域で声を掛け合う仕組みを推進します

内容

- 地域で手助けが必要な方を、温かく見守り声掛けを行うサポーターを養成します。
- 地域住民とつながりの深い地元企業や地域の商店と連携して見守りや声掛けを行う体制を構築します。

### 3 地域での見守り役を担う人材を育成します【再掲】

内容

- 地域で緩やかに見守りや声掛けを行うサポーター等の養成を推進します。
- 通学路の見守りや高齢者の見守り等の担い手を養成するとともに、新たな手法による見守りを検討します。
- 地域に見守りのネットワークが構築されるよう、活動者間同士の横のつながりができるような取組を実施します。

## ② 非常時の支え合いの仕組み

〈具体的な取組〉

### 1 地域防災の担い手を養成します

内容

- 自主防災組織の活動を支援するとともに、災害ボランティアや防災サポーターなどの地域防災における担い手を養成します。

### 2 災害発生時における地域での支え合いを推進します

内容

- 災害発生時にボランティアの受入れやニーズ把握、調整・マッチングが円滑に遂行できるよう、災害ボランティアセンターの充実を図ります。
- 災害発生時に円滑に支援が図れるよう、日頃から訓練を実施するとともに、災害ボランティアネットワーク等を通じて企業や団体等との相互防災協定の締結を促進するなど、地域や関係機関との連携を深めます。

## 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 中核機関の設置の検討

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分ではない人を早期に把握し、本人の意思を尊重しながら適切に支援できるよう地域連携ネットワークの構築を図るため、中核機関の設置を検討します。

### 2 支援チーム体制の推進

- 判断能力が十分ではない人を支援するため、本人を中心として家族・親族、保健・福祉・医療・地域の関係者や後見人によるチームで関わり、協力して日常的に本人を見守る体制をつくります。
- 法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制づくりや市民後見人制度について検討します。

### 3 関係機関との連携

- 「生活困窮者自立支援制度」や、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」の充実を図り、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう関係機関との連携を図ります。
- 本人の申立てが困難な場合や、申立てできる親族がない場合などは、市長申立制度を活用して支援につなげます。

### 4 情報周知

- 「生活困窮者自立支援制度」や、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」に係る周知・普及を図ります。
- 法定成年後見制度だけでなく任意後見制度を含め、成年後見制度の利用を促進するため、研修会・出前講座の開催やパンフレットの配布、広報紙やホームページへの記事掲載などにより、制度内容や相談窓口の周知を図ります。